

# 福祉用具貸与に係る重要事項説明書

## 1. 事業者概要

事業者名称	株式会社メイクアップ
代表者（役職・氏名）	代表取締役 高城 英章
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒241-0812 神奈川県横浜市旭区金が谷735番地6 介護事業部 TEL. 045-744-5577 FAX.045-367-2122
法人設立年月日	平成6年5月17日

## 2. 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	まるケアサービス
介護保険指定事業所番号	1473204012
事業所所在地	〒241-0812 神奈川県横浜市旭区金が谷735番地6
連絡先	TEL. 045-744-5577 FAX.045-367-2122
通常の事業の実施地域	横浜市旭区、瀬谷区、泉区、保土ヶ谷区、緑区

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	特定(介護予防)福祉用具貸与事業の適正な運用を確保する為に人員及び管理運行事項を定め、要介護又は要支援者に対し、特定(介護予防)福祉用具貸与を提供する事を目的とする。
運営の方針	事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日まで（12/29～1/3、日曜、祝日は休み）
営業時間	午前9時から午後5時まで

### (4) 事業所の職員体制

管理者	高城 英章
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行います。</li><li>従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常勤 (兼務) 1名
福祉用具 専門相談員	専門知識を有した専門相談員であり、福祉用具の選定、提供に従事する。	常勤2名

(5) 福祉用具の取扱い種目

<input type="checkbox"/> 車いす ※1	<input type="checkbox"/> 移動用リフト ※1
<input type="checkbox"/> 車いす付属品 ※1	<input type="checkbox"/> 手すり
<input type="checkbox"/> 特殊寝台 ※1	<input type="checkbox"/> スロープ
<input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品 ※1	<input type="checkbox"/> 歩行器
<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 ※1	<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ
<input type="checkbox"/> 体位変換器 ※1	<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 ※2
<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器 ※1	

※1.要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2.要介護4以上の方が給付の対象です。

※対象外の方であっても一定条件に当てはまる場合、例外的に給付が認められる場合があります。

3. 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得た上で交付します。

(2) 基本料金

福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額はカタログのとおりとし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額となります。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用開始日が開始月の15日以前の場合	月額的全額
利用開始日が開始月の16日以降の場合	月額の半額
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の15日以前の場合	月額の半額
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の16日以降の場合	月額的全額
利用開始日と終了日が同月の場合	月額的全額

※個々の貸与品名の利用料については、弊社カタログや利用目録等を御覧ください。

※同月内で商品の変更や交換時は、変更前後の商品のレンタル料金の半額を合計した金額とします。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額（10割）をご負担いただきます。

### (3) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	通常の実施地域を超えた所から片道分を1kmあたり20円。
搬出入費用	搬入に特別な装置が必要な場合(クレーン車等)の費用は実費を徴収させていただきます。

### (4) 支払方法

上記(1)及び(2)の利用者(利用者負担分の金額)は1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月26日(祝休日の場合は直前の平日)に、指定いただいた口座より引き落とします。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、当事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 横浜信用金庫 三ツ境支店 普通 083813 カ)メイクアップ
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

## 4. 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について毎年確認し、その結果等を記録します。

## 5. 身分証携行義務

サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 6. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

## 7. 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 045-744-5577 面接場所 当事業所内相談室
---------	------------------------------------

(2) その他の相談窓口

当事業所以外の窓口として下記の機関にも申し立てることができます。

① 住所地の各区役所

旭区	045-954-6061	緑区	045-930-2315
保土ヶ谷区	045-334-6394	戸塚区	045-866-8452
泉区	045-800-2436	瀬谷区	045-367-5714
大和市	046-263-1111	町田市	042-722-3111
相模原市役所	042-754-1111		

② 神奈川県区民健康保険団体連合会

所在地	横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-329-3447
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分

③ 横浜市健康福祉局介護事業指導課

電話番号	045-671-2365
------	--------------

④ かながわ福祉サービス運営適正化委員会

所在地	横浜市神奈川区反町3-17-2
電話番号	045-311-8861
FAX番号	045-312-6302
メールアドレス	tekisei@kensyk.jp
受付時間	平日 午前9時～午後5時

8. 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9. 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	山中 継治
-------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

#### **10. サービスの提供内容に係る記録・保管**

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。